

# 令和2年5月 総会議事録

日 時 令和2年5月27日(水)  
午前9時30分  
場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年5月27日（水）  
午前9時30分開会 午前10時40分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田29番地1  
豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第8号 豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の承認について
    - 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第11号 農用地利用集積計画について
    - 議案第12号 競売買受適格証明（農地法第5条許可関係）について
    - 議案第13号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第14号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第15号 荒廃農地（B分類）における非農地判定について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
    - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
（事務局長専決）
    - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
（事務局長専決）
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項について

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 —
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 高部宏生委員

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 1名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会5月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願ひいたします。

会 長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

本日は、議席番号第15番高部宏生委員から欠席の届出がありました。

なお、出席委員は、24名中23名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございま

せんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号7番神谷明男委員、同8番木下忠久委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、14日の書類説明会、農業委員による現地調査及び審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号2番が所有地・申請地の草刈りが間に合わないため取下げ。番号5番が申請地・所有地の一部を農地以外として利用していたためは正のため取下げ。番号6番が書類説明会で説明したコンテナが置いてあった土地についても申請地から外すこととなりました。その他に変更等はございません。

以上です。よろしくお願ひします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

20日の審査会以降、5条関係におきましては、特に変更等はございません。

これまでの対応状況については、補助資料をご覧ください。

5条の番号16番の雨水排水について、周囲が法面に囲まれており排水先もないため、周辺農地への影響が危惧されていましたが、法面側に高さ30cmの小堤を設け対応すると確認しました。また、誓約書の提出を指導しており、内容確認後、許可を検討していきたいと考えています。

番号17番の雨水排水について、申請地が低く水が集まる地形であるため、道路向いの農地所有者へも事業計画を説明しているか確認しましたが、説明済みであることを確認しました。

番号19番については、事務局現地調査時に申請地内に造園用の石が置いてあることを確認し撤去するよう指導していましたが、5月15日に撤去し、22日付けで始末書を提出しています。

なお、7ページの買受適格証明の関係で、競公売に係る土地と併せて利用する土地（過去駐車場で転用許可済みの土地であるが、壊れた照明などが置かれていた土地）について、一定程度廃棄物の撤去は終了したことを現地調査で確認しました。

以上です。よろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に  
目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。  
これより議事に入ります。

議長 資料1の議案第8号「豊橋市農業委員会農地利用最適化推進  
委員候補者の承認について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議案第8号は、7月20日から任期が始まる豊橋市農業委員会  
農地利用最適化推進委員の候補者のご承認をお願いするもので  
す。

資料1をご覧ください。

令和2年1月15日から2月20日まで及び辞退に伴う令和2  
年4月14日から5月8日まで推選及び応募された方々です。

定員24人に対しまして、推薦された方が24人、応募された  
方が0人、総数24人でした。

各地区の推薦数につきましては、豊橋南東部地区 4人、豊  
橋南部地区 2人、豊橋南西部地区、3人、豊橋中央部地区 5  
人、豊橋西部地区 4人、豊橋東北部地区 6人 となっており、  
これは募集した定員と一致しています。

詳細については、資料1の裏面をご覧ください。

井川会長職務代理者を始め6人の「農地利用最適化推進委員  
候補者選考委員会委員」による選考委員会を5月14日に開催し  
選考をしていただきました。

選考結果につきましては、選考委員会設置要綱第2条第1項  
に基づき委員長から報告があります。

説明は以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは、選考委員会の井川委員長から報告があります。

委員長 はい。それでは「選考委員会設置要綱」第2条第1項に基づき  
報告させていただきます。

さる5月14日に佐藤副委員長以下6名の選考委員で、今回推  
薦のあった24人の応募者について、これから3年間本市の農地  
利用最適化事業を推進していただける方かどうかを「期待度」、



ています。従事者について番号4・5番は申請者1名の従事、そのほかは2名以上の常時従事者がいます。番号2番は申請者の年齢が74歳と高齢ではありますが、高齢者取得理由書において労働意欲・健康状態に問題はないとの記載があり、長男長女が後継者となる予定です。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事します。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員さんが現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発表を願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。

続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から19番までの19件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第10号、3ページから5ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号1番から7番、9番から12番、14番から19番です。使用貸借による権利の設定は、番号8番です。賃借権の設定は番号13番です。

転用目的については、番号1番が神社等、番号2番、6番、7番、9番、11番、12番、14番から19番が太陽光発電設備等、番号3番、5番が寺院等、番号4番、13番が駐車場等、番号8番が分家住宅等、番号10番が資材置場等です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号3番、4番です。2種農地と判断されるのは、番号1番、2番、5番、6番、9番から12番、14番、16番から19番です。1種農地と判断されるのは、番号7番、8番、13番、15番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号1番、3番から6番、10番、12番から14番です。借入金のみは、番号2番、8番、9番、15番です。自己資金及び借入金は、番号7番、11番、16番から19番です。

信用性について、番号13番は始末書が添付されています。

その他案件は特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号3番については地上権者の水資源機構の同意書が添付されています。

その他の案件については該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、番号13番はすでに完了しています。その他の案件については令和2年6月25日から令和2年8月1日までに着工し、令和2年7月15日から令和4年6月30日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、3番、5番、8番です。その他の案件は、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番は申請外雑種地等が1,977.12㎡、番号5番は申請外山林等が1,011.89㎡、番号7番は申請外雑種地が460㎡、番号10番は申請外雑種地が11㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号2番、7番、8番、11番、12番、15番から19番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号1番、3番から6番、9番、10番、13番、14番です。

一時転用については全案件とも該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号11番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさように決しました。

続きまして、案第11号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議案第11号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、4月23日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、1件1筆1,002㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、5月20日の農地審査会において、石橋委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第12号「競売買受適格証明について」を議題といたします。

本案は、農地法第5条許可に係る証明です。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第12号、7ページをお願いします。

転用目的は駐車場です。

農地種別は1種農地と判断されます。

資力については自己資金のみです。

信用性については特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年8月20日に着工し、令和2年8月31日に完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては該当ありません。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、落札後、隣接農地所有者に転用計画について説明する旨の記載があります。

一時転用については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が公売に参加し、最高価買受人となり、農地法第5条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が、買受適格証明と同一の内容であると会長が認めた時には、改めて、総会に諮ることなく「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第13号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 13 号 8 ページをご覧ください。  
議案第 13 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。  
番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稻、2 筆は畑の保全管理です。  
番号 2 番は、畑作による経営です。特例農地の 1 筆はキャベツ等の栽培です。  
番号 3 番は、施設園芸による経営です。特例農地の 1 筆はハウスにおける大葉の栽培です。  
この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。  
なお、市街化区域内の農地は、番号 1 番に 3 筆、2 番及び 3 番は特例適用農地の全てが該当いたします。  
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。  
続きして、議案第 14 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。  
番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 14 号 9 ページをご覧ください。  
議案第 14 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、

免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、水稲及び施設園芸による経営です。特例農地の6筆は田の保全管理、4筆はハウスにおける大葉の栽培です。

この1件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は4筆ありました。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

続きまして、議案第15号「荒廃農地（B分類）における非農地判定について」の番号2番は、福井直子委員の同居の親族が所有する農地のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」に該当いたします。

福井委員は、関係案件のみ一時退席いたしますので、よろしく願います。

それでは、議案第15号「荒廃農地（B分類）における非農地判定について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第15号10ページをご覧ください。

番号1番から7番までの7件につきましては、平成30年度に実施いたしました農地パトロールにより、荒廃農地B分類に判定いたしました土地です。

これらの土地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事

務処理要領」第4条第1項の判断基準に基づき、備考欄に記載の農業委員及び推進委員の方々に現況調査を実施したところ「非農地」としての基準を十分満たしていると判断されましたので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものであります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。先ほど説明しましたが、「議事参与の制限」により、番号2番とそれ以外の案件とに分けて審議していただくということで、進めて参ります。

まず、番号1番から7番までのうち番号2番を除く6件を一括審議いたします。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と判定することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。  
福井委員は退席してください。  
続きまして、番号2番の1件を審議いたします。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と判定することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。  
福井委員は復席してください。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 11 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 19 番までの 19 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 4 番の 4 件、及び 15 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 19 番までの 19 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、5 月 21 日付けで証明を行いました。

報告は以上です。

議長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長

ただ今から総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 08 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長

総会を再開いたします。（午前 10 時 10 分再開）

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 40 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年5月27日

議 長  
(会 長)

議事録署名者  
(7番 神谷 明男 委員)

議事録署名者  
(8番 木下 忠久 委員)